

大阪大学医学部附属病院治験審査委員会規程

(設置)

第1条 病院長は、国立大学法人大阪大学受託研究（治験）取扱規程（以下「規程」という。）第4条及び医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令第27条の規定に基づき、大阪大学医学部附属病院治験審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 審査委員会は、規程第2条に規定する治験の受入れ並びに別途定める手順書（以下「手順書」という。）に示した事項について独立かつ公正な立場に立って審議し、記録を作成する。なお、その責務の遂行のために、手順書に示した最新の資料を病院長から入手しなければならない。

2 他の実施医療機関の長より審査の依頼があった治験について、当該審査委員会が調査審議を行うことが適切である場合には、調査審議を行うものとする。調査審議に関し、必要な事項は手順書に定めるものとする。

(審査委員会の組織)

第3条 審査委員会は、次の各号に掲げる病院長が指名する男女両性の委員をもって組織する。なお、病院長は審査委員になれないものとする。

- (1) 診療科長又は中央診療施設部（センター）長のうちから病院長が指名する者 若干名
- (2) 診療科に属する医師のうちから病院長が指名する者 若干名
- (3) 薬剤部長、副薬剤部長及び薬剤主任のうちから病院長が指名する者 1名
- (4) 看護部長、副看護部長、看護師長及び副看護師長のうちから病院長が指名する者 1名
- (5) 医学、歯学、薬学その他の医療又は臨床試験に関する専門的知識を有する者以外の者で人権・倫理に関する識見を有する者 若干名
- (6) 工学に関する専門知識を有する者 1名
- (7) 一般の立場から意見を述べることができる者 若干名
- (8) 大阪大学医学部附属病院及び治験の実施に係わるその他の施設と利害関係を有しない者 若干名
- (9) 審査委員会の設置者と利害関係を有しない者 若干名
- (10) その他、病院長が必要と認めた者

(委員の委嘱及び任期)

第4条 審査委員会の委員は、病院長が委嘱する。

- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 病院長は、新たに調査審議を行おうとする治験ごとに委員を指名し、委員名簿を作成する。

(委員長等)

第5条 審査委員会には前条により作成した委員名簿ごとに委員長及び副委員長を置くものとする。

- 2 委員長は、第3条第1号の委員から、病院長が指名する。
- 3 副委員長は、委員のうちから病院長が指名する。
- 4 委員長は、審査委員会を招集し、その議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に支障のあるときは、その職務を代行する。

(議事)

第6条 審査委員会は、原則として月2回開催する。ただし、必要に応じて変更することができる。

2 審査委員会は、第3条第5号、第8号及び第9号の委員の出席を含む各委員名簿に記載の委員の過半数の出席をもつて成立し、出席者全員の同意によって採決する。なお、採決にあたっては審議に参加した委員のみが採決への参加を許されるものとする。

3 審査にかかる治験を実施する委員又は当該診療科等に属する委員は、説明には参加することができるが、審議及び採決には参加できないものとする。

4 その他詳細は、手順書によるものとする。

(委員以外の出席)

第7条 審査委員会の委員長が必要と認めるときは、審査委員会に担当診療科又は中央診療施設に属する治験責任医師等の出席を求め、必要な事項を説明させることができる。他実施医療機関の長の依頼による審査の場合は、当該実施医療機関に属する治験責任医師等に必要な事項を説明させることができる。

2 審査委員会の委員長が必要と認めるときは、審査委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(守秘義務)

第8条 審査委員会の出席者は、同委員会で知り得た機密について、一切これを漏洩してはならない。

(報告)

第9条 委員長は、審査委員会の審議事項について、別紙報告書により病院長に報告するものとする。

(治験審査委員会の事務)

第10条 病院長は、審査委員会事務局を、治験事務局である事務部教育研究支援課に兼務させるものとする。

2 審査委員会事務局の業務に関する必要な事項は、別途手順書に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成7年11月15日から施行する。

附 則

この改正は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成10年6月10日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成12年1月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年4月19日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年9月11日から施行し、平成24年8月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和2年11月1日から施行する。